

婦人子供服製造技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成28年4月

厚生労働省職業能力開発局

1. 特級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
制定 平成3年度 改正 平成19年度、平成28年度
2. 1級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ
制定 昭和48年度 改正 平成19年度、平成28年度
3. 2級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 17ページ
同 上
4. 3級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 25ページ
制定 平成9年度 改正 平成19年度、平成28年度
5. 基礎1級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・ 29ページ
制定 平成5年度 改正 平成19年度、平成28年度
6. 基礎2級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・ 32ページ
同 上

「婦人子供服製造」（見直し）職業能力開発専門調査員会（平成27年度）

氏 名	所 属	氏 名	所 属
稲荷田 征	文化ファッション大学院大学	岩崎 靖璋	(株) イワサキ
小澤 一夫	日本アパレルソーアイニング工業組合連合会		

1 特級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

婦人子供服製造の職種における管理者及び監督者が通常有すべき技能の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 工程管理	
生産活動の流れ	生産活動の流れに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 市場状況 (2) 設計・製図 (3) 生産計画 (4) 生産指示 (5) 資材手配 (6) 作業指示・手配 (7) 作 業 (8) 試験・検査 (9) 出 荷
生産の形態	生産の形態に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 受注形態による分類 イ 受注生産 ロ 見込み生産 (2) 製品の種類と生産量による分類 イ 少種多量生産 ロ 多種少量生産 (3) 生産方式による分類 イ 個別生産 ロ ロット生産 ハ 連続生産
工程管理の役割	1 生産計画に関し、次に掲げる事項の役割について一般的な知識を有すること。 (1) 手順計画 (2) 工数計画 (3) 日程計画 (4) 資材計画 2 生産統制に関し、次に掲げる事項の役割について一般的な知識を有すること。 (1) 作業手配 (2) 現品管理 (3) 進度管理 (4) 余力管理
日程計画	日程計画に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 大日程計画（期間生産計画） (2) 中日程計画（月度生産計画） (3) 小日程計画（日程計画）

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
現品管理	(4) 先行度（リードタイム） (5) 基準日程 (6) 基準工数 (7) 作業手順計画 (8) ガント・チャート（日程管理表） 現品管理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (9) パート
進度管理	(1) 移動票 (2) 入出庫票 (3) 差立て (4) 仕掛け 進度管理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 進度状況の把握 (2) 日程計画と実績との比較 (3) 計画に対する遅れ及び進みの対策
余力管理	余力管理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 負荷率 (2) 稼働率 (3) 余力調査
在庫管理	在庫管理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) A B C 分析 (2) 発注方式 (3) 棚卸し
2 作業管理	
作業の標準化	作業の標準化に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 作業標準 (2) 標準時間 (3) 標準時間資料法 (4) 余裕率
方法研究	方法研究に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 工程図記号 (2) 工程分析 (3) 加工経路図 (4) 流れ線図 (5) 要素作業分析 (6) メモーション分析 (7) サーブリック (8) 動作経済の原則 (9) 連続稼働分析 (10) ワークサンプリング
作業測定の方法	作業測定の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 直接時間分析法 (2) P T S 法
作業改善	1 作業改善手法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<p>(1) 5 W 1 H法 (2) ブレーンストーミング法 (3) K J法</p> <p>2 作業改善に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 稼働率分析 (2) 作業の同期化 (3) スキル管理（作業習熟度管理）</p>
3 品質管理	
品質管理の考え方	<p>1 品質管理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 品質管理の進め方 (2) 検査と品質管理 (3) 標準化 (4) クレーム処理</p> <p>2 品質に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 設計品質 (2) 製造品質 (3) 市場品質</p>
統計の基礎知識	<p>3 TQC活動に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 方針管理 (2) 品質保証体制 (3) QCサークル</p> <p>統計に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 母集団とサンプルの関係 (2) 統計量（平均値、分散、標準偏差、範囲） (3) 度数分布法 (4) 統計的検査及び推定 (5) 相関関係</p> <p>品質管理手法及びその活用に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 特性要因図 (2) ヒストグラム (3) 層別 (4) パレート図 (5) 管理図 (6) チェックシート (7) 散布図</p>
品質管理手法及びその活用	<p>品質管理手法及びその活用に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) \bar{X}-R管理図 (2) n p管理図 (3) p管理図 (4) c管理図 (5) u管理図</p>
管理図の種類及びその活用	<p>次に掲げる管理図及びその活用について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) \bar{X}-R管理図 (2) n p管理図 (3) p管理図 (4) c管理図 (5) u管理図</p>
抜取検査の種類及びその活用	<p>抜取検査の種類及びその活用に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 抜取検査と全数検査 (2) サンプリング (3) OC曲線 (4) 規準型抜取検査</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	(5) 選別型抜取検査 (6) 調整型抜取検査 (7) 連続生産型抜取検査
4 原価管理 原価管理の考え方	1 原価計算と原価管理の違いについて一般的な知識を有すること。 2 陳腐化と原価に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。
原価構成要素	(1) 機会原価 (2) 埋没原価 (3) 差額原価 原価構成要素に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。
原価低減及びその評価	(1) 製品原価 (2) 材料費 (3) 労務費 (4) 経 費 (5) 直接費 (6) 間接費 (7) 製造間接費 (8) 製造原価 (9) 総原価 (10)一般管理販売費
原価低減及びその評価	原価低減及びその評価に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。
5 安全衛生管理及び環境の保全 安全衛生管理	(1) V E (価値工学) (2) I E (経営工学) (3) 固定費の分析と管理 (4) 変動費の分析と管理 (5) 損益分岐点図表
	1 安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。
	(1) 作業方法の決定及び作業者の配置についての次の事項 イ 作業手順の定め方 ロ 作業方法の改善 ハ 作業者の適正な配置方法
	(2) 作業者に対する指導又は監督の方法についての次の事項 イ 指導及び教育の方法 ロ 作業中における監督及び指示の方法
	(3) 作業設備及び作業場所の保守管理についての次の事項 イ 作業設備の安全化及び環境の改善方法 ロ 環境条件の保持 ハ 安全又は衛生のための点検の方法
	(4) 異常時等における措置についての次の事項 イ 異常時における措置 ロ 火災発生時における措置

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<p>(5) 労働災害防止活動についての次の事項 　イ　労働災害防止活動についての関心の保持 　ロ　労働災害防止活動についての作業者の創意工夫を引き出す方法</p> <p>(6) 健康づくり運動についての次の事項 　イ　健康の保持、増進についての関心の保持 　ロ　健康の保持、増進のための取組みの方法</p> <p>2 安全衛生に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 安全衛生管理体制のとりかたとそれぞれの役割 　(2) 災害統計</p> <p>3 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に関し、一般的な知識を有すること。</p> <p>4 労働安全衛生マネジメントシステムについて概略の知識を有すること。</p> <p>1 環境基本法（平成5年法律第91号）及び環境基本計画のうち、事業活動に関する部分について、一般的な知識を有すること。</p> <p>2 環境管理に関する国際標準化機構の規格（ISO）について一般的な知識を有すること。</p> <p>公害防止に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 大気汚染　　(2) 騒　音　　(3) 振　動　　(4) 悪　臭</p>
6 作業指導	
教育訓練計画のたて方及び教育訓練の実施	<p>教育訓練計画のたて方及び教育訓練の実施に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 教育訓練必要項目の把握 　(2) 教育訓練目標の設定方法 　(3) 教育訓練計画の作成　　(4) 教育訓練の実施方法 　(5) 教育訓練評価計画の策定方法</p>
仕事の教え方	<p>仕事の教え方（TWI-JI）に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 訓練予定表の作成　　(2) 作業分解　　(3) 教え方の4段階</p>
改善の仕方	<p>改善の仕方（TWI-JM）の4段階について一般的な知識を有すること。</p>
人の扱い方	<p>人の扱い方（TWI-JR）に関し、次に掲げる事項について一</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
教育訓練の方法	<p>一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 基本心得 (2) 職場の問題の扱い方の4段階 教育訓練の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) OJT (2) Off-JT (3) ジョブローテーション (4) リーダーシップ (5) 自己啓発 (6) 相互啓発 (7) 会議の進め方 (8) チームワーク (9) コミュニケーション (10) 指導案</p>
7 設備管理	
設備管理の考え方	<p>1 保全に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 生産保全 (2) 予防保全 (3) 事後保全 (4) 保全予防 (5) 改善保全</p> <p>2 故障と信頼性に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 設備稼働率 (2) 設備総合効率 (3) 平均故障間隔 (MTBF) (4) 平均修復時間 (MTTR)</p> <p>3 設備更新に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 耐用年数 (2) 設備履歴</p>
設備点検の方法	<p>1 設備点検に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 日常点検の方法 (2) 次の項目に関する定期点検の方法 イ 摩耗 口 油汚れ ハ 絶縁 ニ ガス漏れ ホ 蒸気漏れ ヘ 油圧機器の異音、振動及び発熱 ト エアの圧力及びエアミスト</p> <p>2 次に掲げる測定器具の用途、維持管理及びそれによる測定結果の処理の仕方について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 寸法測定器 (2) 光学測定器 (3) 騒音計 (4) 振動計 (5) 温度計 (6) 湿度計 (7) 圧力計 (8) 色度計 (9) 比色計 (10) 染色関係測定器 (11) 防虫剤検出器 (ガスクロマトグラフ、液体クロマトグラフ)</p>
不良事項の原因及びその徵	次に掲げる設備の不良事項の原因及びその徵候について一般的な

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
候	知識を有すること。 (1) 焼き付き (2) 異常摩耗 (3) 破損 (4) 過熱 (5) 発煙 (6) 異臭 (7) 異常振動 (8) 異音 (9) き裂 (10) 腐食 (11) 漏電 (12) 変色(よごれ) (13) 精度低下
設備診断	設備診断に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 異常の原因の発見 (2) 異常の原因に応じた対応措置 (3) 機械の主要構成要素の使用限界 (4) 点検表及び点検計画の修正 (5) 機械履歴の活用
設備と環境との関係	設備の周辺の環境が設備に及ぼす影響に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 室内温湿度 (2) 換気 (3) 騒音 (4) 採光 (5) 照明 (6) ほこり (7) ガス (8) 電圧変動
8 婦人子供服製造に関する現場技術	
生産システム	生産システムについて一般的な知識を有すること。
自動生産システムの構成機器	1 次に掲げる自動生産システムの構成機器について一般的な知識を有すること。 (1) 数値制御機械 (2) 自動搬送機器 (3) ロボット (4) LAN (5) 自動組立て機 2 コンピュータに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) CAD (コンピュータ使用設計) (2) CAM (コンピュータ使用製造) (3) CAT (コンピュータ使用試験・検査) (4) CIM (コンピュータ使用情報管理) (5) MAP (自動生産手続語) (6) VAN (付加価値通信網) (7) INS (情報回路網組織) (8) AI (人工知能) (9) FA (自動工場組織)

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
材 料	(10) F M S (多品種少量対応生産システム) 次に掲げる材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 植物纖維 (2) 動物纖維 (3) 再生纖維 (4) 半合成纖維 (5) 合成纖維
測定機器及び検査機器	次に掲げる測定機器及び検査機器の種類、構造、測定範囲、精度及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) 三次元座標測定機 (2) レーザー測定機器 (3) 画像解析機器 (4) 圧力計 (5) 電力計 (6) 直角尺 (7) カーブ尺 (8) 直 尺 (9) テープメジャー
実 技 試 験	
1 工程管理	1 人及び機械に対する具体的な日程計画がたてられること。 2 製品及び部品の作業工程の進度管理ができること。 3 材料、加工品、製品等の現品管理ができること。
2 作業管理	1 作業測定を行い、標準時間を設定できること。 2 動作分析と改善提案ができること。
3 品質管理	品質管理手法の活用ができること。
4 原価管理	原価引き下げのための方策がたてられること。
5 安全衛生管理	安全衛生管理が具体的にできること。
6 作業指導	1 教育訓練計画が具体的にできること。 2 O J Tの具体的な展開についての改善提案ができること。
7 設備管理	1 設備点検計画がたてられること。 2 設備の点検及びその対策ができること。

2 1級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

- (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度
婦人子供服製造の職種における上級の技能者が通常有すべき技能の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲
表 2 の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目
表 2 の右欄のとおりである。

表 2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 婦人子供服一般	
婦人子供服の種類	次に掲げる婦人子供服の種類について詳細な知識を有すること。 (1) フォーマルウェア (2) カジュアルウェア (3) スポーツウェア (4) ユニフォーム
着 装	婦人子供服の着装に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 使用目的に適した着装 (2) 衣服とアクセサリーの調和 (3) ファンデーションの種類と着用方法
2 材 料	
繊維の種類、特徴及び用途	繊維に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 次の天然繊維の種類、特徴及び用途 イ 植物繊維 ロ 動物繊維 (皮革及び毛皮を含む。) (2) 次の人造繊維の種類、特徴及び用途 イ 再生繊維 ロ 半合成繊維 ハ 合成繊維 (皮革及び毛皮を含む。)
織物の種類、組織、用途及び加工方法	1 婦人子供服用織物の種類、組織及び用途に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 織物の三原組織及び変化組織 (2) 織物の柄と文様 (3) 次の織物の判別法 イ たて、よこ等の方向性 ロ 表 裏 ハ 風合い 2 織物の加工方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 織物の仕上げの種類、特徴及び用途 (2) 織物の特殊加工の種類、特徴及び用途

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
編地及び不織布の種類及び用途 縫糸の種類及び用途 附属材料の種類及び用途	<p>婦人子供服用の編地及び不織布の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>縫糸の種類、材質、より方、用途及び太さの表示法について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる婦人子供服用の芯地の種類及び用途について、一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 不織布芯地 (2) 接着芯</p> <p>2 次に掲げる婦人子供服の附属材料の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ボタン (2) ファスナー (3) パット (4) テープ (5) その他</p>
3 色彩及び流行 色彩の用語 流 行	<p>次に掲げる色彩の用語について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 表色系 (2) 色の三属性 (3) 色調 (4) 補色 (5) 色の寒暖 (6) 色の膨張及び収縮 (7) 色の混合 (8) 面積効果 (9) 色の対比と配色</p> <p>婦人子供服の流行に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 国内及び欧米の服装の変遷 (2) 国内及び欧米の婦人子供服の形体、色彩、柄、文様、材料、アクセサリー等の流行</p>
4 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	<p>1 婦人子供服製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器具、原材料等の危険性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 整理、整頓及び清潔の保持 (4) 熱処理器具の取扱い上の安全 (5) 電気設備、ガス設備、蒸気設備の取扱い上の安全 (6) 室内の照明及び換気並びに温度及び湿度の保全 (7) 事故時における応急措置 (8) その他婦人子供服製造作業に関する安全又は衛生のための必要な事項</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>イ 婦人子供注文服製作法 婦人子供注文服製作の特徴</p> <p>体 形</p> <p>採 寸</p> <p>デザイン技法</p> <p>製図及び型紙の製作</p> <p>裁断の方法</p>	<p>2 労働安全衛生法関係法令（婦人子供服製造作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる婦人子供注文服製作の特徴について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ブラウス (2) スカート (3) スラックス (4) ワンピース (5) ジャケット (6) コート <p>婦人及び子供の体形に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 体形の種類及び特徴 (2) 体形と衣服との関係 <p>婦人子供服の採寸に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 採寸器具の種類及び取扱いの方法 (2) 採寸箇所及び採寸方法 (3) 婦人子供服の種別と採寸との関係 <p>婦人子供服のデザインに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 材料とデザインとの関係 (2) 色彩とデザインとの関係 (3) 用途とデザインとの関係 (4) ファッション性との関係 <p>次に掲げる製図及び型紙の製作について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原型及びその応用 (2) 婦人子供服の製図 <p>婦人子供服の裁断の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 用布の見積り (2) 各種繊維に適合した布地の整理方法 (3) 柄、毛並み等の取扱い上の注意 (4) 型紙のさしこみ法

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
仮縫い、着せ付け、補正及び裁ち合せの方法	<p>(5) 縫いしろのつけ方 (6) しるし付けの方法 (7) 型紙による裁断及びじか裁断 (8) 平面裁断</p> <p>婦人子供服の仮縫い、着せ付け、補正及び裁ち合せの方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 各種布地に対する適切なしるし付けの方法 (2) 布地の取扱い方法及びくせ取りの方法 (3) 仮縫いの構成順序及びその方法 (4) 着用者の体形に合わせた着せ付け法と補正の方法 (5) えり、見返し、裏地、芯地等の裁ち合せの方法</p>
縫製の手順及び方法	<p>1 婦人子供服の縫製の手順及びその方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 各種デザイン及び材料による縫製の手順 (2) 各種材料に適合した縫製及び仕上げ方法 (3) 各種芯地の取扱い方法</p> <p>2 次に掲げる婦人子供注文服の製作手順について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) シャツ・ブラウス (2) スカート (3) スラックス (パンツ) (4) ワンピース (5) ツーピース (6) ジャケット (7) セパレーツ (8) オーバーコート</p>
服飾手芸の種類及び技法	<p>1 刺しゅうの種類及び技法について一般的な知識を有すること。 2 その他の服飾手芸の種類及び技法について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる婦人子供注文服の製作に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p>
婦人子供注文服の製作に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法	<p>(1) 裁断用器具 (2) 本縫いミシン及び附属品 (3) アイロン (4) 特殊ミシン (5) 仕上げ用器具</p>
口 婦人子供既製服製造法 婦人子供既製服製造の特徴	<p>次に掲げる商品アイテムの特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) シャツ・ブラウス (2) スカート (3) スラックス (パンツ) (4) ワンピース</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
製造工程 体 形	<p>(5) ジャケット (6) ドレス (7) コート</p> <p>婦人子供既製服の製造工程に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 工程分析 (2) 動作分析 (3) 工程編成 (4) 作業時間の設定 (5) 稼働と余裕 (6) 標準時間の設定 (7) 作業場レイアウト (8) 外注管理 (9) 数量管理</p>
デザイン技法	<p>婦人及び子供の体形に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 人体の構造 (2) 人体の形態 (3) 体形の変化（成長・年齢）</p>
パターンメーキング	<p>デザイン技法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) デザインの基本 (2) タイプとデザインとの関係 (3) 材料とデザインとの関係 (4) 色彩とデザインとの関係 (5) 用途とデザインとの関係 (6) ファッション性との関係</p> <p>次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) スローパーの製作（ドレーピング） (2) デザインパターンの製作 (3) 工業用パターンの製作 (4) グレーディング (5) パターン修正</p>
作業指示書	<p>次に掲げる作業指示書について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 裁断作業指示書 (2) 縫製作業指示書</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
マーキング方法	(3) 仕上げ作業指示書 次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) パターンの配置 (2) 地の目の方向 (3) 柄（格子、縞、一方向模様）、毛並み等の取扱い上の注意 (4) 布地材料の所要量の見積り
カッティングの方法	婦人子供既製服のカッティングの方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 檜 反 (2) 延 反 (3) 布地の重ね量と裁断上の要点 (4) ノッチ入れ上の注意
縫製の方法	次に掲げる婦人子供既製服の縫製の方法について一般的な知識を有すること。 (1) 芯接着 (2) えり作り及びえり付け (3) ダーツ縫い (4) 肩入れ (5) 脇入れ (6) そで作り及びそで付け (7) ファスナー付け (8) その他
製品検査	婦人子供既製服の製品検査の方法について以下の詳細な知識を有すること。 (1) 針検査 (2) 外観検査 (3) 寸法検査 (4) 感応検査
アパレル用コンピュータの種類、用途及び使用方法	次の機能を有するアパレル用コンピュータの種類、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。 (1) パターンメーキング (2) グレーディング (3) マーキング (4) カッティング (5) グラフィック (6) パターンシーマー

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>婦人子供既製服の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>婦人子供既製服に関する日本工業規格</p>	<p>婦人子供既製服の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の裁断用機械及び器工具</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 裁ちばさみ ロ 延反機 ハ 丸刃カッター ニ 丸刃式裁断機 ホ 縦刃式裁断機 ヘ バンドナイフ式裁断機 ト 自動裁断機 チ その他の器工具 <p>(2) 次の工業用ミシン</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 本縫いミシン ロ 特殊縫いミシン ハ 自動ミシン <p>(3) アイロン、バキューム台</p> <p>(4) プレス機</p> <p>(5) 製図用具</p> <p>次に掲げる婦人子供既製服に関する日本工業規格について一般的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) J I S L 0110 衣料パターンの表示記号 (2) J I S L 0111 衣料のための身体用語 (3) J I S L 0206 繊維用語（織物部門） (4) J I S L 0215 繊維製品用語（衣料） (5) J I S L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法 (6) J I S L 4002 少年用衣料のサイズ (7) J I S L 4003 少女用衣料のサイズ (8) J I S L 4005 成人女子用衣料のサイズ

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>家庭用品品質表示法</p> <p>実技試験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>1 婦人子供注文服製作作業</p> <p>採寸</p> <p>製図及び型紙の製作</p> <p>裁断</p> <p>仮縫い、着せ付け、補正及び裁ち合せ</p> <p>縫製及び仕上げ</p> <p>縫製機械の点検及び調整</p> <p>2 婦人子供既製服パターンメーキング作業</p> <p>作業指示書の作成</p> <p>工程分析</p> <p>パターンメーキング</p> <p>製品検査</p> <p>3 婦人子供既製服縫製作業</p> <p>工程分析</p> <p>マーキング</p> <p>カッティング</p> <p>縫製及び仕上げ</p> <p>製品検査</p> <p>縫製機械の点検及び調整</p>	<p>次に掲げる家庭用品品質表示法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 組成表示 (2) 絵表示</p> <p>採寸ができること。</p> <p>1 原型の作図ができること。 2 型紙の製作ができること。 3 立体デザインと補正ができること。</p> <p>平面裁断ができること。</p> <p>1 仮縫い作業ができること。 2 着せ付け作業ができること。 3 補正作業ができること。 4 裁ち合せ作業ができること。</p> <p>1 手縫い及びミシン縫いの縫製作業ができること。 2 仕上げ作業ができること。</p> <p>1 ミシンの簡単な点検ができること。 2 ミシンの簡単な調整ができること。</p> <p>作業指示書の作成ができること。</p> <p>工程分析ができること。</p> <p>(1) パターンメーキングができること。 (2) トワール作成と補正ができること</p> <p>製品検査ができること。</p> <p>工程分析ができること。</p> <p>マーキングができること。</p> <p>カッティングができること。</p> <p>縫製及び仕上げ作業ができること。</p> <p>製品検査ができること。</p> <p>1 ミシンの簡単な点検ができること。 2 ミシンの簡単な調整ができること。</p>

3 2級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

婦人子供服製造の職種における中級の技能者が通常有すべき技能の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 婦人子供服一般	
婦人子供服の種類	次に掲げる婦人子供服の種類について詳細な知識を有すること。 (1) フォーマルウェア (2) カジュアルウェア (3) スポーツウェア (4) ユニフォーム
着 装	婦人子供服の着装に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 使用目的に適した着装 (2) 衣服とアクセサリーの調和 (3) ファンデーションの種類と着用方法
2 材 料	
繊維の種類、特徴及び用途	繊維に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 次の天然繊維の種類、特徴及び用途 イ 植物繊維 口 動物繊維（皮革及び毛皮を含む。） (2) 次の人造繊維の種類、特徴及び用途 イ 再生繊維 口 半合成繊維 ハ 合成繊維（皮革及び毛皮を含む。）
織物の種類、組織、用途及び加工方法	1 婦人子供服用織物の種類、組織及び用途に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 織物の三原組織及び変化組織 (2) 織物の柄と文様 (3) 次の織物の判別法 イ たて、よこ等の方向性 口 表 裏 ハ 風合い 2 織物の加工方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 織物の仕上げの種類、特徴及び用途 (2) 織物の特殊加工の種類、特徴及び用途

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
編地及び不織布の種類及び用途 縫糸の種類及び用途 附属材料の種類及び用途	<p>婦人子供服用の編地及び不織布の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>縫糸の種類、材質、より方、用途及び太さの表示法について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる婦人子供服用の芯地の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 不織布芯地 (2) 接着芯</p> <p>2 次に掲げる婦人子供服の附属材料の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ボタン (2) ファスナー (3) パット (4) テープ (5) その他</p>
3 色彩及び流行 色彩の用語 流 行	<p>次に掲げる色彩の用語について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 表色系 (2) 色の三属性 (3) 色調 (4) 補色 (5) 色の寒暖 (6) 色の膨張及び収縮 (7) 色の混合 (8) 面積効果 (9) 色の対比と配色</p> <p>婦人子供服の流行に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 国内及び欧米の服装の変遷 (2) 国内及び欧米の婦人子供服の形体、色彩、柄、文様、材料、アクセサリー等の流行</p>
4 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	<p>1 婦人子供服製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器具、原材料等の危険性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 整理、整頓及び清潔の保持 (4) 熱処理器具の取扱い上の安全 (5) 電気設備、ガス設備、蒸気設備の取扱い上の安全 (6) 室内の照明及び換気並びに温度及び湿度の保全 (7) 事故時における応急措置 (8) その他婦人子供服製造作業に関する安全又は衛生のための必要な事項</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>イ 婦人子供注文服製作法 婦人子供注文服製作の特徴</p> <p>体 形</p> <p>採 寸</p> <p>デザイン技法</p> <p>製図及び型紙の製作</p> <p>裁断の方法</p>	<p>2 労働安全衛生法関係法令（婦人子供服製造作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる婦人子供注文服製作の特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) ブラウス (2) スカート (3) スラックス (4) ワンピース (5) ジャケット (6) コート</p> <p>婦人及び子供の体形に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 体形の種類及び特徴 (2) 体形と衣服との関係</p> <p>婦人子供服の採寸に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 採寸器具の種類及び取扱いの方法 (2) 採寸箇所及び採寸方法 (3) 婦人子供服の種別と採寸との関係</p> <p>婦人子供服のデザインに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 材料とデザインとの関係 (2) 色彩とデザインとの関係 (3) 用途とデザインとの関係 (4) ファッション性との関係</p> <p>次に掲げる製図及び型紙の製作について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 原型及びその応用 (2) 婦人子供服の製図</p> <p>婦人子供服の裁断の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 用布の見積り (2) 各種繊維に適合した布地の整理方法 (3) 柄、毛並み等の取扱い上の注意 (4) 型紙のさしこみ法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
仮縫い、着せ付け、補正及び裁ち合せの方法	(5) 縫いしろのつけ方 (6) しるし付けの方法 (7) 型紙による裁断及びじか裁断 (8) 平面裁断 婦人子供服の仮縫い、着せ付け、補正及び裁ち合せの方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 各種布地に対する適切なしるし付けの方法 (2) 布地の取扱い方法及びくせ取りの方法 (3) 仮縫いの構成順序及びその方法 (4) 着用者の体形に合わせた着せ付け法と補正の方法 (5) えり、見返し、裏地、芯地等の裁ち合せの方法
縫製の手順及び方法	1 婦人子供服の縫製の手順及びその方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 各種デザイン及び材料による縫製の手順 (2) 各種材料に適合した縫製及び仕上げ方法 (3) 各種芯地の取扱い方法 2 次に掲げる婦人子供注文服の製作手順について一般的な知識を有すること。 (1) シャツ・ブラウス (2) スカート (3) スラックス (パンツ) (4) ワンピース (5) ツーピース (6) ジャケット (7) セパレーツ (8) コート
服飾手芸の種類及び技法	1 刺しゅうの種類及び技法について一般的な知識を有すること。 2 その他の服飾手芸の種類及び技法について概略の知識を有すること。
婦人子供注文服の製作に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法	次に掲げる婦人子供注文服の製作に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) 裁断用器具 (2) 本縫いミシン及び附属品 (3) アイロン (4) 特殊ミシン (5) 仕上げ用器具
□ 婦人子供既製服製造法 婦人子供既製服製造の特徴	次に掲げる商品アイテムの特徴について一般的な知識を有すること。 (1) シャツ・ブラウス (2) スカート (3) スラックス (パンツ) (4) ワンピース (5) ジャケット (6) ドレス (7) コート

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
製造工程	<p>婦人子供既製服の製造工程に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工程分析 (2) 動作分析 (3) 工程編成 (4) 作業時間の設定 (5) 稼働と余裕 (6) 標準時間の設定 (7) 作業場レイアウト (8) 外注管理 (9) 数量管理
体 形	<p>婦人及び子供の体形に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人体の構造 (2) 人体の形態 (3) 体形の変化（成長・年齢）
デザイン技法	<p>デザイン技法に関し、次に掲げる事項について初步的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) デザインの基本 (2) タイプとデザインとの関係 (3) 材料とデザインとの関係 (4) 色彩とデザインとの関係 (5) 用途とデザインとの関係 (6) ファッション性との関係
パターンメーキング	<p>次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) スローパーの製作（ドレーピング） (2) デザインパターンの製作 (3) 工業用パターンの製作 (4) パターン修正
作業指示書	<p>次に掲げる作業指示書について概略の知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 裁断作業指示書 (2) 縫製作業指示書 (3) 仕上げ作業指示書
マーキング方法	<p>次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) パターンの配置 (2) 地の目の方向

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
カッティングの方法	<p>(3) 柄（格子、縞、一方向模様）、毛並み等の取扱い上の注意 (4) 布地材料の所要量の見積り 婦人子供既製服のカッティングの方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p>
縫製の方法	<p>(1) 検 反 (2) 延 反 (3) 布地の重ね量と裁断上の要点 (4) ノッチ入れ上の注意 次に掲げる婦人子供既製服の縫製の方法について概略の知識を有すること。</p>
製品検査	<p>(1) 芯接着 (2) えり作り及びえり付け (3) ダーツ縫い (4) 肩入れ (5) 脇入れ (6) そで作り及びそで付け (7) ファスナー付け (8) その他 婦人子供既製服の製品検査の方法について以下の一般的な知識を有すること。</p>
アパレル用コンピュータの種類、用途及び使用方法	<p>(1) 針検査 (2) 外観検査 (3) 寸法検査 次の機能を有するアパレル用コンピュータの種類、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。</p>
婦人子供既製服の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法	<p>(1) パターンメーキング (2) マーキング (3) カッティング (4) グラフィック 婦人子供既製服の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p>
	<p>(1) 次の裁断用機械及び器工具 イ 裁ちばさみ ロ 延反機 ハ 丸刃カッター</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
婦人子供既製服に関する日本工業規格	<p>ニ 丸刃紙式裁断機 ホ 縦刃式裁断機 ヘ バンドナイフ式裁断機 ト 自動裁断機 チ その他の器工具</p> <p>(2) 次の工業用ミシン</p> <p>イ 本縫いミシン ロ 特殊縫いミシン ハ 自動ミシン</p> <p>(3) アイロン、バキューム台</p> <p>(4) プレス機</p> <p>(5) 製図用具</p> <p>次に掲げる婦人子供既製服に関する日本工業規格について概略の知識を有すること。</p>
家庭用品品質表示法	<p>(1) J I S L 0110 衣料パターンの表示記号</p> <p>(2) J I S L 0111 衣料のための身体用語</p> <p>(3) J I S L 0206 繊維用語（織物部門）</p> <p>(4) J I S L 0215 繊維製品用語（衣料）</p> <p>(5) J I S L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法</p> <p>(6) J I S L 4002 少年用衣料のサイズ</p> <p>(7) J I S L 4003 少女用衣料のサイズ</p> <p>(8) J I S L 4005 成人女子用衣料のサイズ 次に掲げる家庭用品品質表示法について概略の知識を有すること</p> <p>(1) 組成表示 (2) 絵表示</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実技試験 次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>1 婦人子供注文服製作作業</p> <p>採寸 製図及び型紙の製作</p> <p>裁断 仮縫い、着せ付け、補正及び裁ち合せ</p> <p>縫製及び仕上げ</p> <p>縫製機械の点検及び調整</p> <p>2 婦人子供既製服パターンメイキング作業</p> <p>作業指示書の作成 工程分析 パターンメイキング 製品検査</p> <p>3 婦人子供既製服縫製作業</p> <p>工程分析 マーキング カッティング 縫製及び仕上げ 製品検査 縫製機械の点検及び調整</p>	<p>採寸ができること。</p> <p>1 原型の作図ができること。 2 型紙の製作ができること。 平面裁断ができること。</p> <p>1 仮縫い作業ができること。 2 着せ付け作業ができること。 3 補正作業ができること。 4 裁ち合せ作業ができること。 手縫い及びミシン縫いの縫製作業ができること。</p> <p>1 仕上げ作業ができること。 ミシンの簡単な点検ができること。 2 ミシンの簡単な調整ができること。</p> <p>作業指示書の作成ができること。 工程分析ができること。 パターンメイキングができること。 製品検査ができること。</p> <p>工程分析ができること。 マーキングができること。 カッティングができること。 縫製及び仕上げ作業ができること。 製品検査ができること。</p> <p>1 ミシンの簡単な点検ができること。 2 ミシンの簡単な調整ができること。</p>

4 3級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

婦人子供服製造の職種における初級の技能者が通常有すべき技能の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 婦人子供服一般	
婦人子供服の種類	次に掲げる婦人子供服の種類について一般的な知識を有すること。 (1) フォーマルウェア (2) カジュアルウェア (3) スポーツウェア (4) ユニフォーム
着 装	婦人子供服の着装に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 使用目的に適した着装 (2) 衣服とアクセサリーの調和 (3) ファンデーションの種類と着用方法
2 材 料	
繊維の種類、特徴及び用途	繊維に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 次の天然繊維の種類、特徴及び用途 イ 植物繊維 ロ 動物繊維（皮革及び毛皮を含む。） (2) 次の人造繊維の種類、特徴及び用途 イ 再生繊維 ロ 半合成繊維 ハ 合成繊維（皮革及び毛皮を含む。）
織物の種類、組織及び用途	1 婦人子供服用織物の種類、組織及び用途に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 織物の柄と文様 (2) 次の織物の判別法 イ たて、よこ等の方向性 ロ 表 裏 ハ 風合い 婦人子供服用の編地及び不織布の種類及び用途について概略の知識を有すること。
縫糸の種類及び用途	縫糸の種類、材質、より方、用途及び太さの表示法について概略の知識を有すること。
附属材料の種類及び用途	1 次に掲げる婦人子供服用の芯地の種類及び用途について概略の知識を有すること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<p>(1) 不織布芯地 (2) 接着芯</p> <p>2 次に掲げる婦人子供服の附属材料の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) ボタン (2) ファスナー (3) パット (4) テープ (5) その他</p>
<p>3 色 彩</p> <p>色彩の用語</p>	<p>次に掲げる色彩の用語について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 色の三属性 (2) 色 調 (3) 補 色 (4) 色の寒暖</p>
<p>4 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>1 婦人子供服製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器具、原材料等の危険性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 整理、整頓及び清潔の保持 (4) 熱処理器具の取扱い上の安全 (5) 電気設備、ガス設備、蒸気設備の取扱い上の安全 (6) 室内の照明及び換気並びに温度及び湿度の保全 (7) 事故時における応急措置 (8) その他婦人子供服製造作業に関する安全又は衛生のための必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（婦人子供服製造作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>
<p>5 婦人子供既製服製造法</p> <p>婦人子供既製服製造の特徴</p>	<p>1 次に掲げる商品アイテムの特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) シャツ・ブラウス (2) スカート (3) スラックス（パンツ） (4) ワンピース (5) ジャケット (6) ドレス (7) コート</p> <p>2 婦人子供服既製服製造の特徴に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目											
縫製の方法	<p>(1) 全体的な流れ（製造工程） (2) 次の製図に関する用語及びその内容 イ 型紙 (3) 裁断に関する用語及びその手法 (4) 次の仕様書に関する用語及びその内容 イ 裁断作業指示書 ロ 縫製作業指示書 ハ 仕上げ作業指示書</p> <p>次に掲げる婦人子供既製服の縫製の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 芯接着 (2) えり作り及びえり付け (3) ダーツ縫い (4) 肩入れ (5) 脇入れ (6) そで作り及びそで付け (7) ファスナー付け</p>											
製品検査	<p>婦人子供既製服の製品検査の方法について以下の概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 針検査 (2) 外観検査 (3) 寸法検査</p> <p>婦人子供既製服の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p>											
婦人子供既製服の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法	<p>(1) 次の裁断用機械及び器工具</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 裁ちばさみ</td> <td style="width: 50%;">ロ 延反機</td> </tr> <tr> <td>ハ 丸刃カッター</td> <td>ニ 丸刃式裁断機</td> </tr> <tr> <td>ホ 縦刃式裁断機</td> <td>ヘ バンドナイフ式裁断機</td> </tr> <tr> <td>ト 自動裁断機</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 次の工業用ミシン</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">イ 本縫いミシン</td> <td style="width: 33%;">ロ 特殊縫いミシン</td> <td style="width: 33%;">ハ 自動ミシン</td> </tr> </table> <p>(3) アイロン、バキューム台</p> <p>(4) プレス機</p> <p>次に掲げる婦人子供既製服に関する日本工業規格について概略の知識を有すること。</p>	イ 裁ちばさみ	ロ 延反機	ハ 丸刃カッター	ニ 丸刃式裁断機	ホ 縦刃式裁断機	ヘ バンドナイフ式裁断機	ト 自動裁断機		イ 本縫いミシン	ロ 特殊縫いミシン	ハ 自動ミシン
イ 裁ちばさみ	ロ 延反機											
ハ 丸刃カッター	ニ 丸刃式裁断機											
ホ 縦刃式裁断機	ヘ バンドナイフ式裁断機											
ト 自動裁断機												
イ 本縫いミシン	ロ 特殊縫いミシン	ハ 自動ミシン										
婦人子供既製服に関する日本工業規格	<p>(1) J I S L 4002 少年用衣料のサイズ</p> <p>(2) J I S L 4003 少女用衣料のサイズ</p> <p>(3) J I S L 4005 成人女子用衣料のサイズ</p>											

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
家庭用品品質表示法	次に掲げる家庭用品品質表示法について概略の知識を有すること。 (1) 組成表示 (2) 絵表示
実 技 試 験	
婦人子供既製服製造作業	縫製及び仕上げ作業ができること。
縫製及び仕上げ	1 ミシンの簡単な点検ができること。
縫製機械の点検及び調整	2 ミシンの簡単な調整ができること。

5 基礎 1 級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

婦人子供服製造職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表 5 の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表 5 の右欄のとおりである。

表 5

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験 1 婦人子供服の種類 2 婦人子供服の製造の方法 婦人子供既製服製造法 婦人子供既製服製造の特徴 縫製の手順及び方法 婦人子供既製服の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法	<p>次に掲げる婦人子供服の種類について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) スポーツウェア (2) カジュアルウェア</p> <p>婦人子供既製服製造の特徴に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 全体的な流れ（製造工程） (2) 次の製図に関する用語及びその内容 イ 型 紙 (3) 裁断に関する用語及びその手法 (4) 次の仕様書に関する用語及びその内容 イ 裁断作業指示書 ロ 縫製作業指示書 ハ 仕上げ作業指示書</p> <p>1 婦人子供既製服の縫製の手順について基礎的な知識を有すること。 2 次に掲げる婦人子供既製服の縫製の方法について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 芯接着 (2) えり作り及びえり付け (3) そで作り及びそで付け (4) ファスナー付け</p> <p>1 婦人子供既製服の製造に使用する機械及び器工具に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 延反機の使用方法 (2) 裁断機の部分用語、種類及び使用方法 (3) 次の工業用ミシンの部分用語、種類及び使用方法 イ 本縫いミシン ロ 特殊縫いミシン</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 繊維及び織物の種類及び特徴</p> <p>　　繊維の種類及び特徴</p> <p>　　織物の種類、特徴及び用途</p> <p>　　縫糸の種類</p> <p>　　附属材料の種類及び用途</p> <p>4 安全衛生に関する基礎的な知識</p>	<p>(4) アイロンの種類及び使用方法 (5) バキューム台の使用方法 (6) プレス機の部分用語、種類及び使用方法</p> <p>2 婦人子供既製服の製造に使用するミシン針の種類、太さ及び用途について基礎的な知識を有すること。</p> <p>繊維に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の天然繊維の種類及び特徴 　　イ 植物繊維　　ロ 動物繊維</p> <p>(2) 次の人造繊維の種類及び特徴 　　イ 再生繊維　　ロ 半合成繊維　　ハ 合成繊維</p> <p>婦人子供服用織物に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の織物の種類、特徴及び用途 　　イ 梳毛織物　　ロ 紡毛織物　　ハ 混紡織物 　　ニ 編織物　　ホ 絹織物　　ヘ 合纖織維織物 　　ト 交織織物</p> <p>(2) 次の織物の判別法 　　イ たて、よこ等の方向　　ロ 表 裏</p> <p>婦人子供服用の縫糸の種類及び太さの表示法について基礎的な知識を有すること。</p> <p>1 次の婦人子供服用の芯地の用途について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 不織布芯地</p> <p>2 次の婦人子供服用の附属材料の種類、特徴及び用途について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) ボタン　　(2) ファスナー　　(3) パット (4) テープ　　(5) その他</p> <p>婦人子供服製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 整理、整頓及び清潔の保持 (4) 電気設備及び蒸気設備の取扱い上の安全</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>婦人子供服の縫製及び仕上げ</p> <p>婦人子供既製服縫製作業</p> <p>縫製及び仕上げ</p> <p>縫製機械の点検及び調整</p>	<p>(5) 室内の照明及び換気並びに温度及び湿度の保全 (6) 事故時における応急措置 (7) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等） (8) 合 図 (9) 服 装</p> <p>簡単な婦人子供既製服の縫製及び仕上げ作業ができること。</p> <p>1 ミシンの簡単な点検ができること。 2 ミシンの簡単な調整ができること。</p>

6 基礎2級婦人子供服製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

婦人子供服製造職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表6の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表6の右欄のとおりである。

表6

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 主な婦人子供服の種類	次に掲げる婦人子供服の部分用語について初步的な知識を有すること。 (1) シャツ・ブラウス (2) スカート (3) ジャケット (4) ワンピース (5) スラックス (パンツ)
2 主な婦人子供服の製造の方法 婦人子供既製服製造法 縫製の手順及び方法	1 婦人子供既製服の縫製の手順について初步的な知識を有すること。 2 次に掲げる婦人子供既製服の縫製の方法について初步的な知識を有すること。 (1) 芯接着 (2) えり作り及びえり付け (3) そで作り及びそで付け (4) ファスナー付け
婦人子供既製服の製造に 使用する機械及び器工具 の種類及び使用方法	1 婦人子供既製服の製造に使用する機械及び器工具に関し、次に掲げる事項について初步的な知識を有すること。 (1) 次の裁断機の部分用語、種類及び使用方法 イ たて刃型 ロ 丸刃型 (2) 次の工業用ミシンの部分用語、種類及び使用方法 イ 本縫いミシン ロ 特殊縫いミシン (3) アイロンの種類及び使用方法 (4) バキューム台の使用方法 2 婦人子供既製服の製造に使用するミシン針の種類、太さ及び用途について初步的な知識を有すること。
3 繊維及び織物の種類 繊維の種類	次に掲げる繊維の用語について初步的な知識を有すること。 (1) 綿 (2) 麻 (3) 絹 (4) 毛

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
織物の種類及び特徴	次に掲げる婦人子供服用織物の判別法について初步的な知識を有すること。 (1) たて、よこ等の方向 (2) 表 裏
縫糸の種類	婦人子供服用の縫糸の種類及び太さの表示法について初步的な知識を有すること。
4 安全衛生に関する基礎的な知識	婦人子供服製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 整理、整頓及び清潔の保持 (4) 電気設備及び蒸気設備の取扱い上の安全 (5) 室内の照明及び換気並びに温度及び湿度の保全 (6) 事故時における応急措置 (7) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等） (8) 合 図 (9) 服 装
実 技 試 験	
婦人子供服の縫製	
婦人子供既製服縫製作業	
縫 製	簡単な婦人子供既製服の基礎縫いができること。
縫製機械の点検	ミシンの簡単な点検ができること。

